

令和 6 年度 佐賀県特別職報酬等審議会説明資料

令和 6 年 12 月 20 日
佐賀県総務部人事課

佐賀県特別職報酬等審議会の設置目的・審議事項

佐賀県特別職報酬等審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について調査審議するため、佐賀県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（諮問）

第2条 知事は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、県の区域内の公共的団体等の代表者その他県民のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会議）

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

過去の諮問・答申

◎ 諮問・答申

	平成7年度	平成17年度	平成30年度
諮問	7/26 報酬・給料	12/26 報酬・給料	5/8 報酬・給料
答申書	9/1	1/30	6/1
答申内容	知 事 1,280,000円 副知事 1,010,000円 議 長 1,010,000円 副議長 880,000円 議 員 810,000円	知 事 1,190,000円 副知事 940,000円 議 長 940,000円 副議長 820,000円 議 員 760,000円	知 事 1,260,000円 副知事 990,000円 議 長 990,000円 副議長 860,000円 議 員 800,000円
実施時期	H7.11	H18.4	H31.4

◎ 意見書

	平成25年度	平成27年度	令和4年度	
意見伺い	退職手当の支給割合	期末手当の加算割合	期末手当の 加算割合	教育長の給料
意見書	5/23	10/21	1/12	
意見書 内容	知 事 0.65→0.55 副知事 0.45→0.38	知事、副知事、議員 20% →30%	知事、副知事、 議員 30%→45%	教育長 760,000円 →810,000円
実施時期	H25.6	H28.4	R5.4	

- ◎ 会長の選出・会長代理の指定について
- ◎ 諮問事項 → 今回諮問なし
- ◎ 知事、副知事、県議会議員の報酬等の額の状況について

会長の選出・会長代理の指定

佐賀県特別職報酬等審議会条例

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

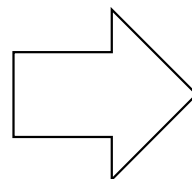
知事、副知事、県議会議員の報酬等の額の状況について

(Ⅰ) 報酬等の額の改定の考え方

現在の報酬等の考え方（平成31年4月～）

前回（平成30年6月）の答申概要

	～平成31年3月
知事	1,190,000円
副知事	940,000円
議長	940,000円
副議長	820,000円
議員	760,000円



	平成31年4月～	
	1,260,000円	(+70,000円)
	990,000円	(+50,000円)
	990,000円	(+50,000円)
	860,000円	(+40,000円)
	800,000円	(+40,000円)

※ 県議会議員は任期の関係上、平成31年4月30日から改定

【答申内容（改定の考え方）】

- 民間企業の役員報酬等を参考にできないか議論したが、企業ごとに報酬構造がさまざまであり、また詳細データを十分に入手できないなど、知事の給料月額水準の参考とすることは困難
- このため、他都道府県知事の給料月額状況、本県の1人当たり県民所得や財政力指数などの指標を参考とする
- とりわけ、同等の職務職責を持つ他都道府県、特に九州各県との比較や平成17年以前の本県の水準を考慮の上、職務職責に応じた額となるよう検討し判断
- また、副知事の給料月額及び議員の報酬月額については、それぞれの職の職務職責について議論を行い、知事の改定額を踏まえて検討し判断

直近の答申（H30.6）後の一般職の給与改定の状況

	月例給	
	公民較差	改定率
平成30年	0.12% (416円)	0.12%
令和元年	0.03% (97円)	0.03%
令和2年	▲0.01% (▲43円)	—
令和3年	▲0.01% (▲20円)	—
令和4年	0.24% (834円)	0.24%
令和5年	1.08% (3,745円)	1.08%
令和6年	2.94% (10,244円)	2.94%
累計改定率	4.39%	4.41%

知事、副知事、県議会議員の報酬等の額の状況について

(2) 1人当たり県民所得、財政力指数の状況

1人当たり県民所得

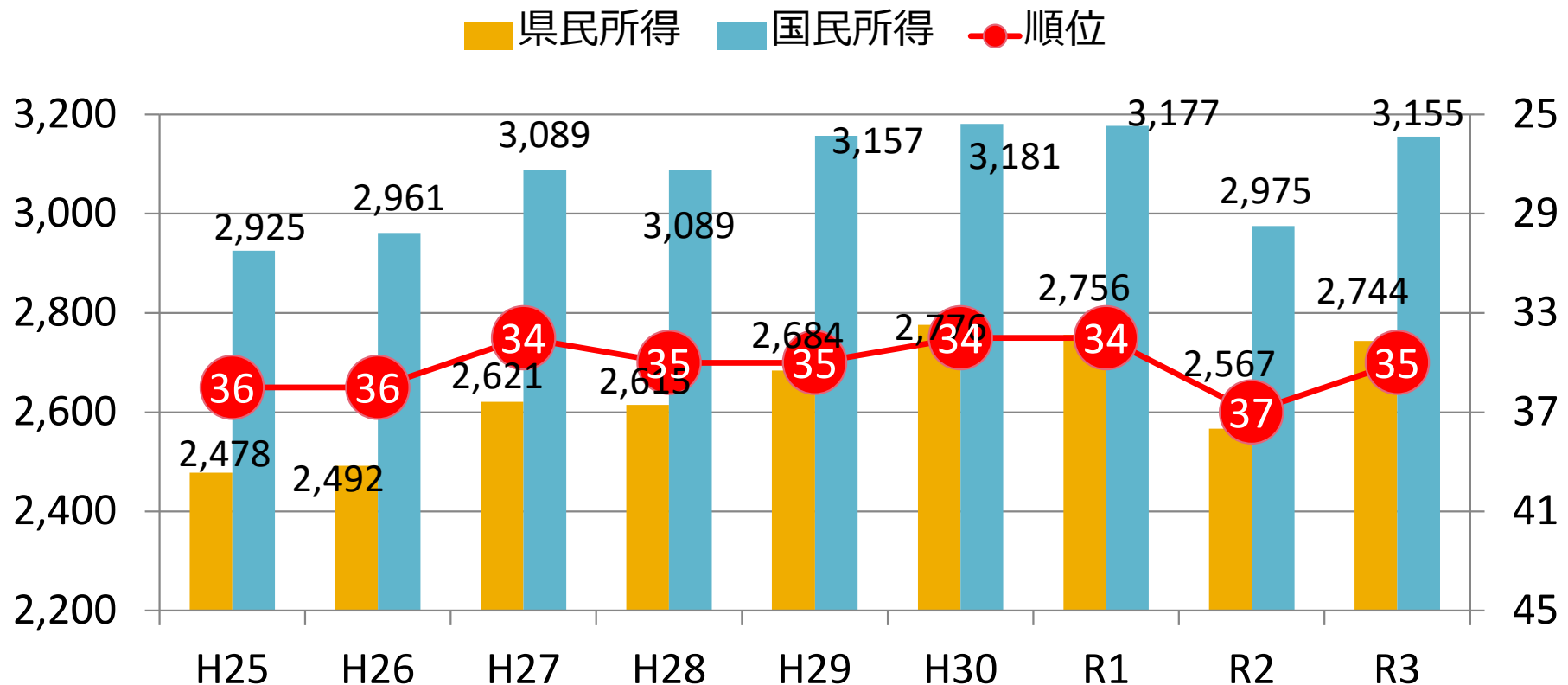
○ 県民所得とは、給料や退職金などにあたる雇用者報酬、利子や賃貸料などの財産所得、会社や自営業の営業利益にあたる企業所得からなり、県民個人の所得（給与）だけではなく企業の利潤なども含んだ県民経済全体の所得を表すもの。

（参考）佐賀県の県民所得＝雇用者報酬＋財産所得＋企業所得

1人当たり県民所得＝（雇用者報酬＋財産所得＋企業所得）／県内人口

（単位：千円）

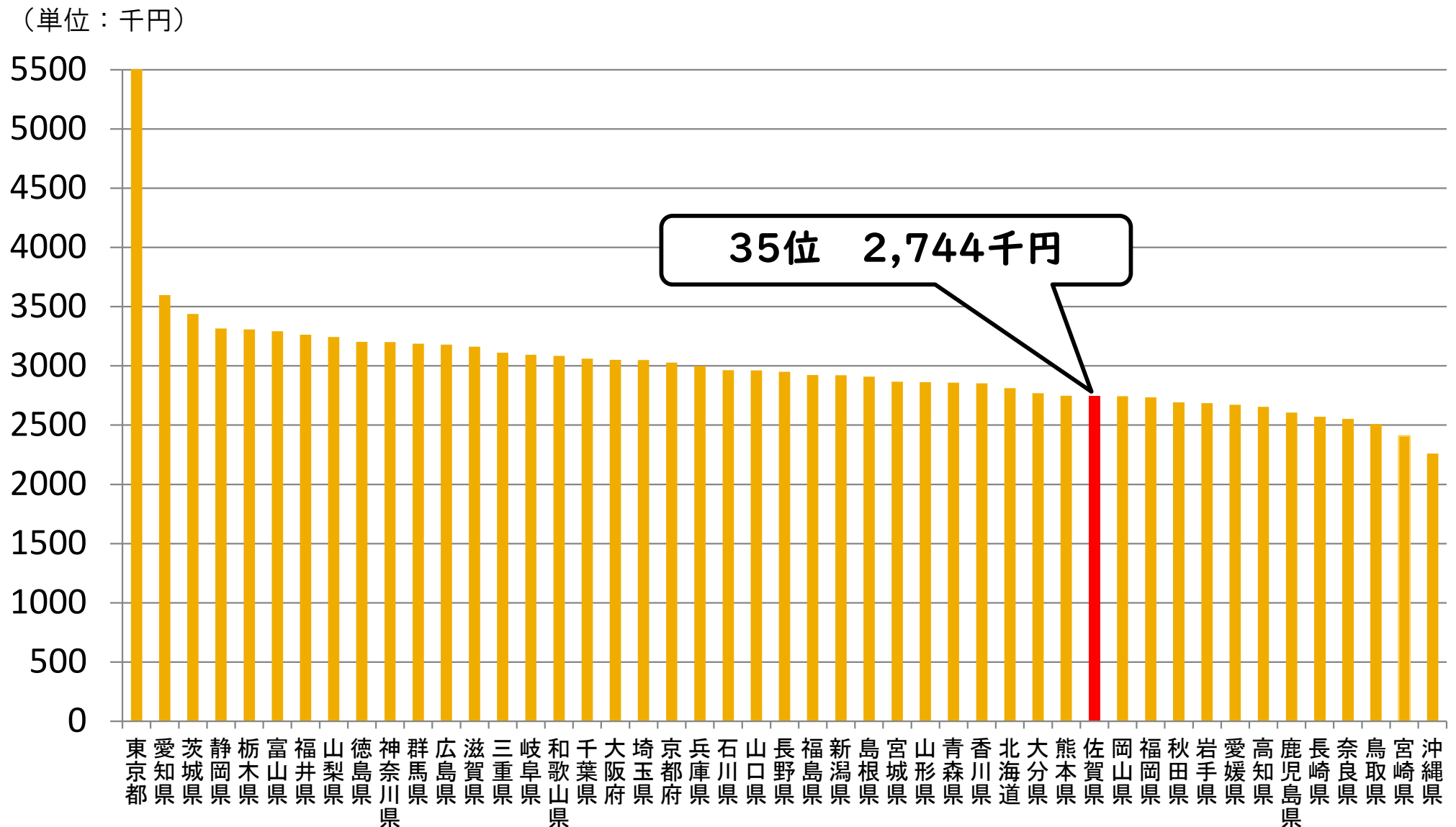
（全国順位）



（出典：内閣府・佐賀県ホームページ）

一人当たり県民所得の全国順位（令和3年度）

➤ 本県は全国35位（九州3位）で、一人当たり県民所得は2,744千円。



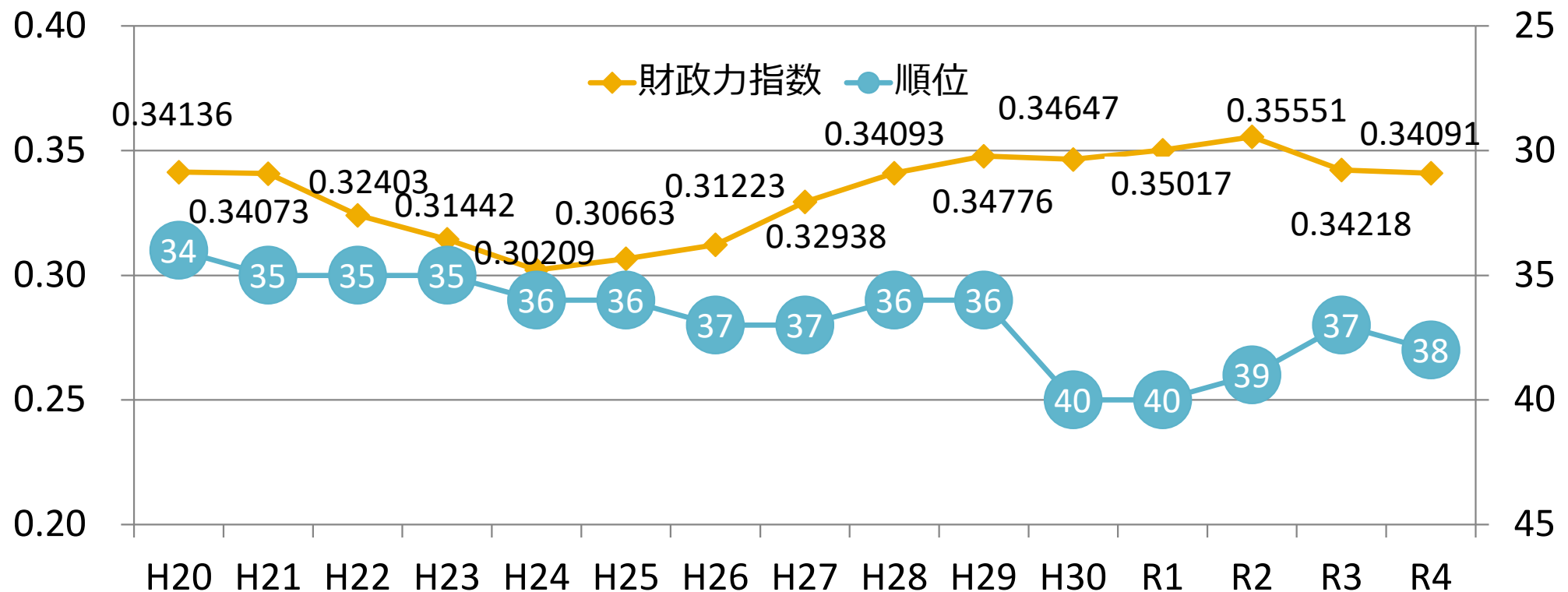
財政力指数

- 地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数。
- 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえることができる。

$$\text{財政力指数 (過去3ヶ年平均)} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

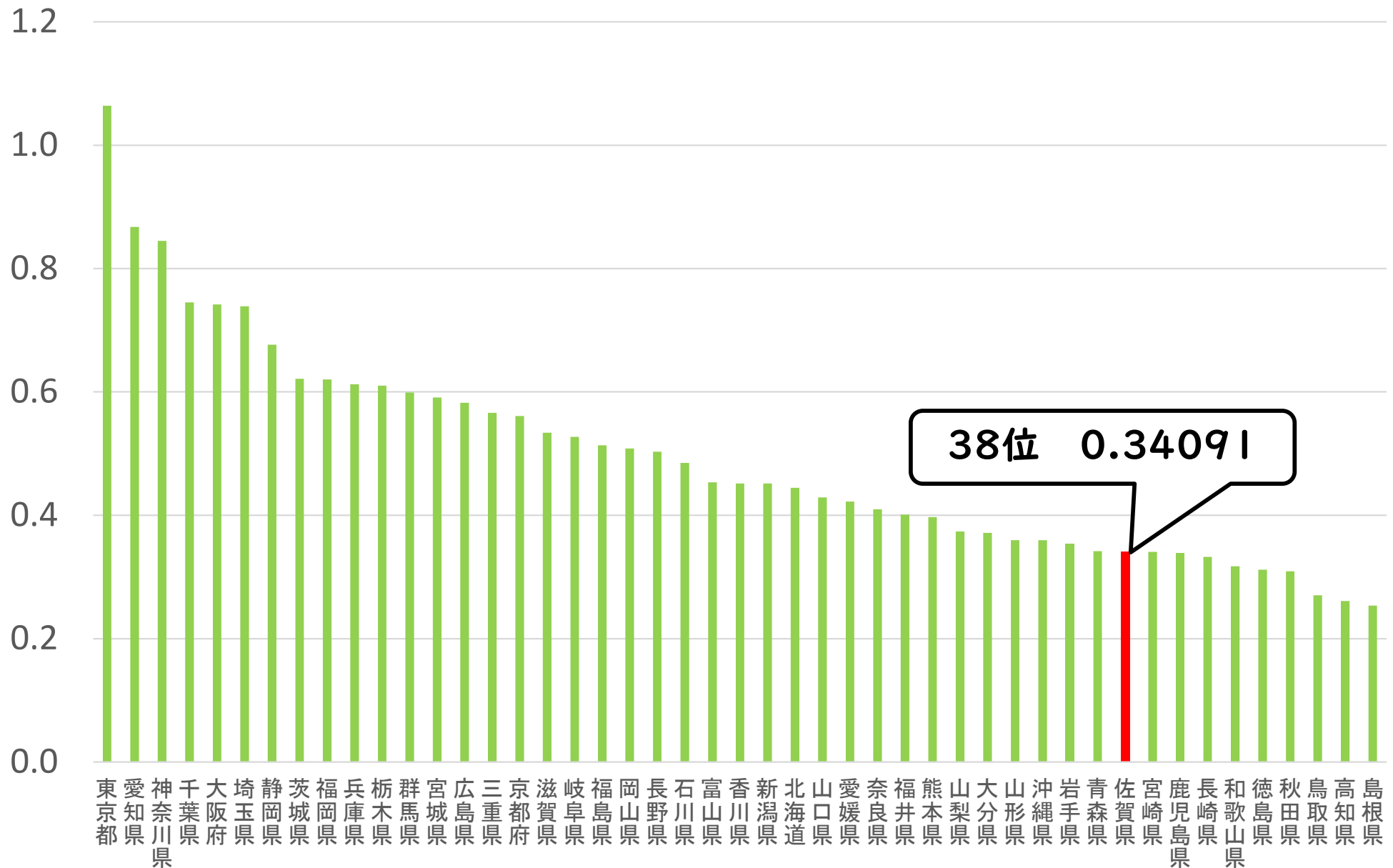
(財政力指数)

(全国順位)



財政力指数の全国順位（令和2年度～令和4年度）

➤ 本県は全国38位（九州5位）であり、財政力指数は0.34程度。

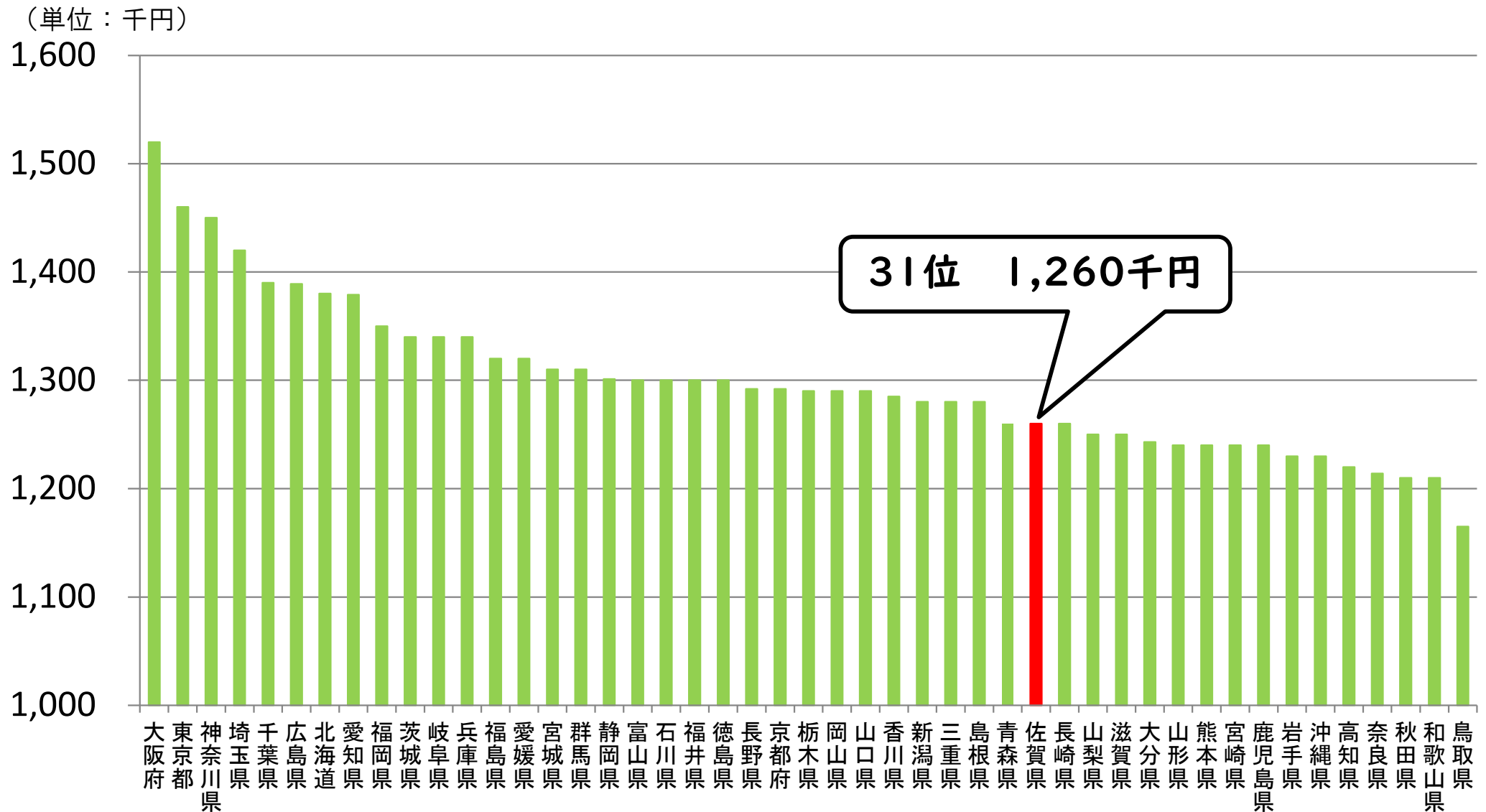


知事、副知事、県議会議員の報酬等の額の状況について

(3) 知事の給料月額等

知事の給料月額之都道府県比較（本則） 《令和6年10月1日現在》

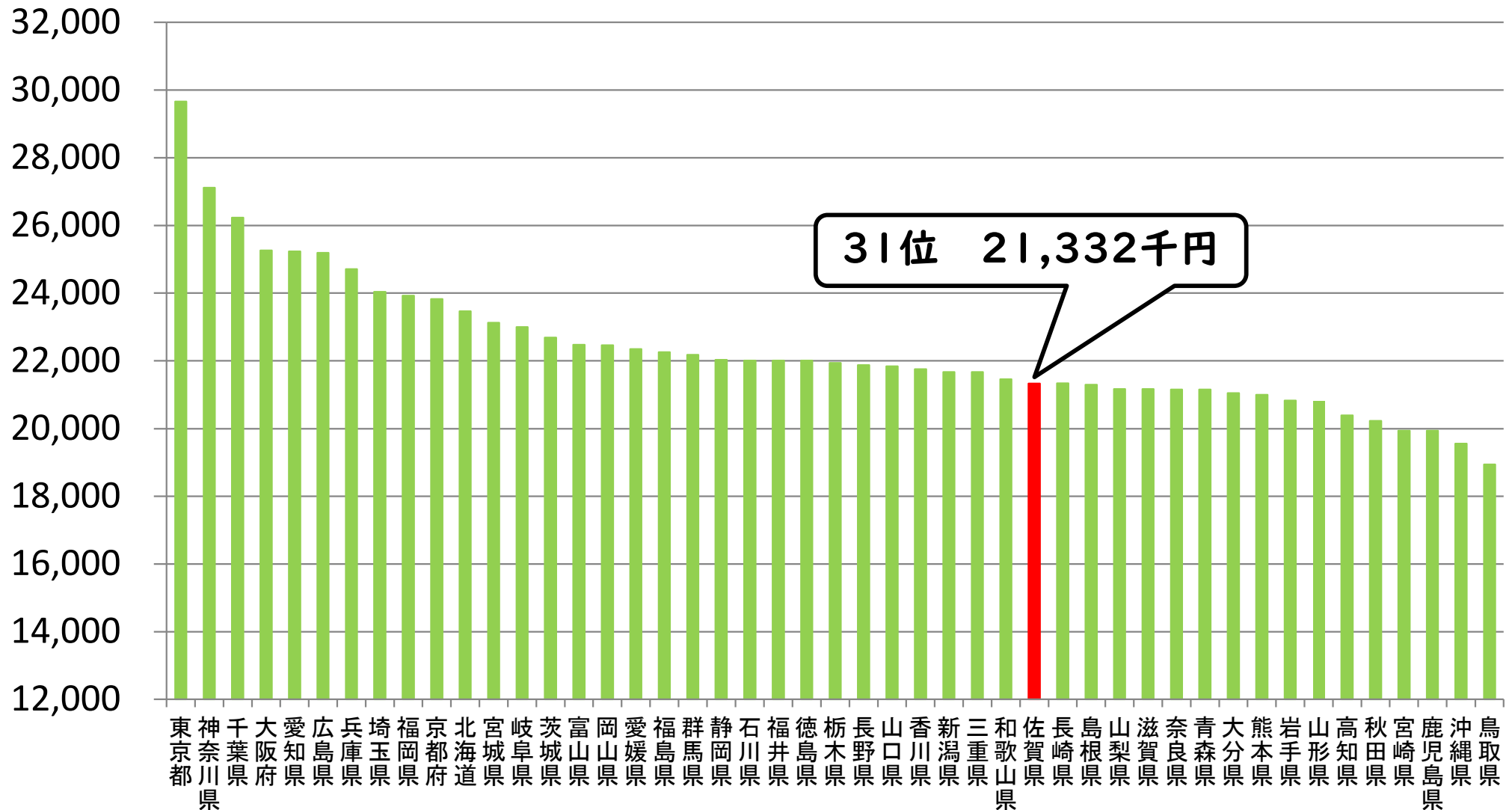
➤ 本県知事の給料月額は、都道府県比較で31位（九州2位）



知事の年収の都道府県比較（本則） 《令和6年10月1日現在》

➤ 年間の給料、地域手当、期末手当の合計額は、都道府県比較で31位（九州2位）

（単位：千円）

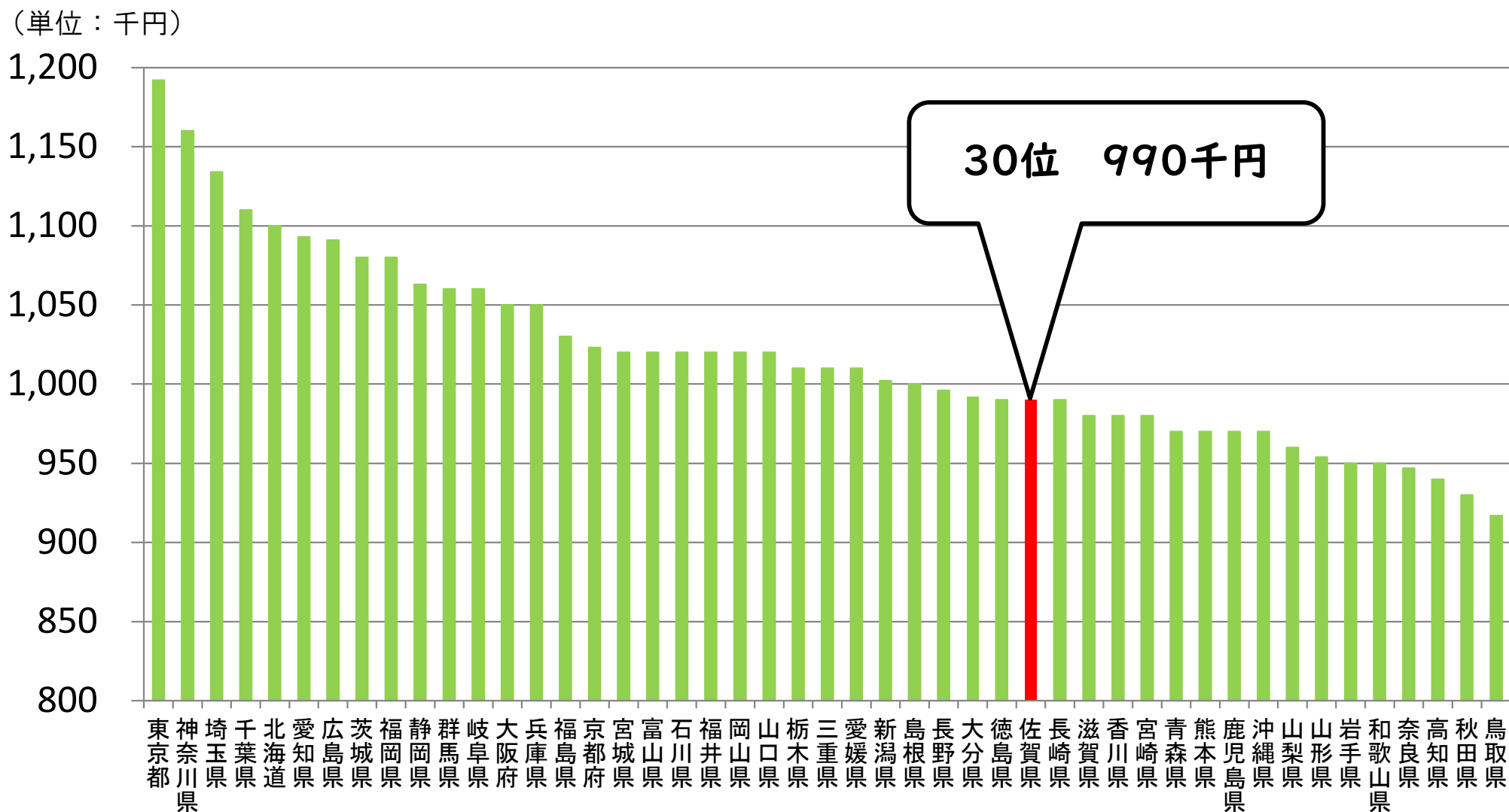


知事、副知事、県議会議員の報酬等の額の状況について

(4) 副知事の給料月額等

副知事の給料月額之都道府県比較（本則） 《令和6年10月1日現在》

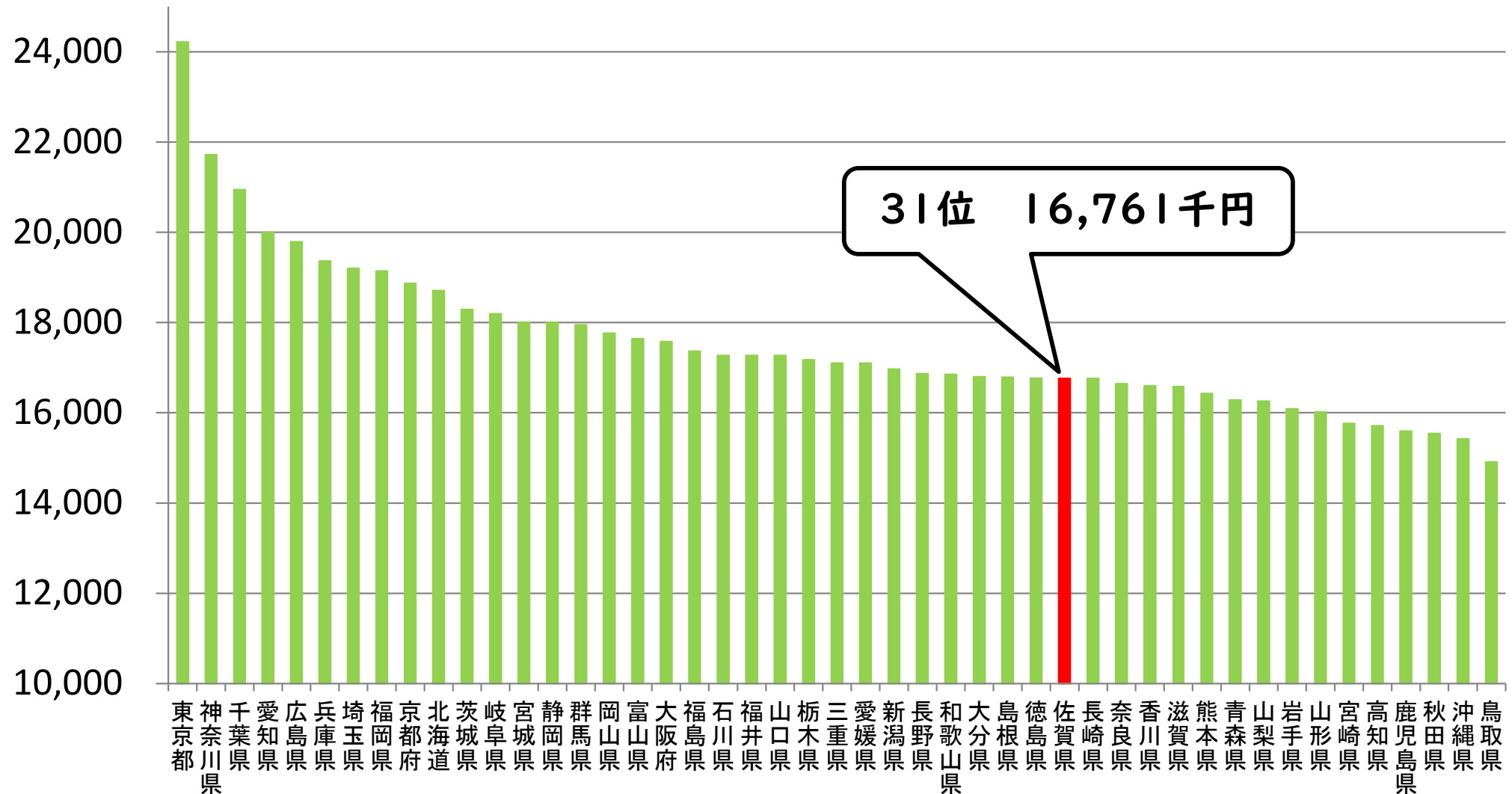
➤ 本県副知事の給料月額は、都道府県比較で30位（九州3位）



副知事の年収の都道府県比較（本則） 《令和6年10月1日現在》

➤ 年間の給料、地域手当、期末手当の合計額は、都道府県比較で31位（九州3位）

（単位：千円）



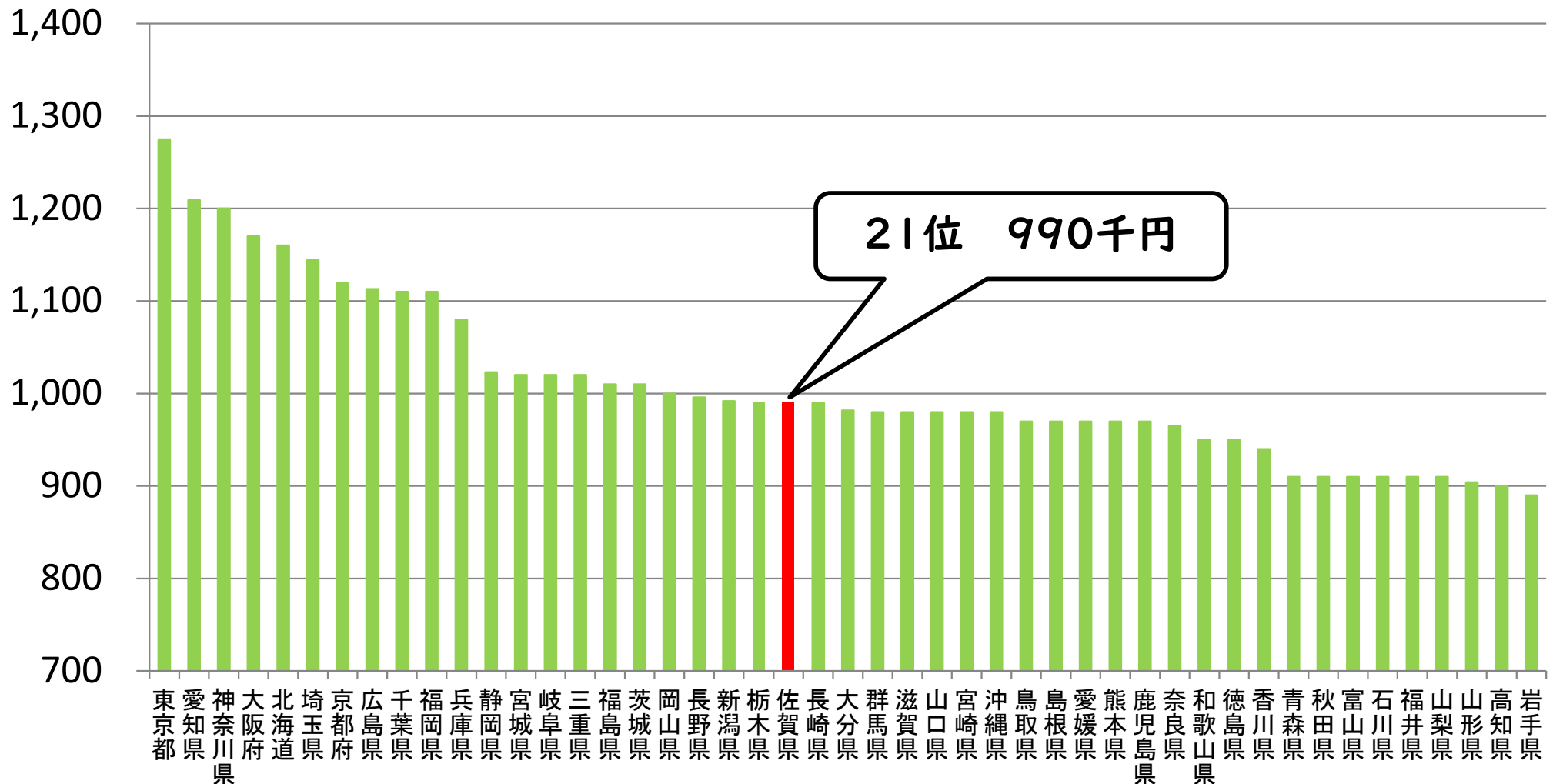
知事、副知事、県議会議員の報酬等の額の状況について

(5) 県議会議長の報酬の額等

県議会議員長の報酬月額の都道府県比較（本則） 《令和6年10月1日現在》

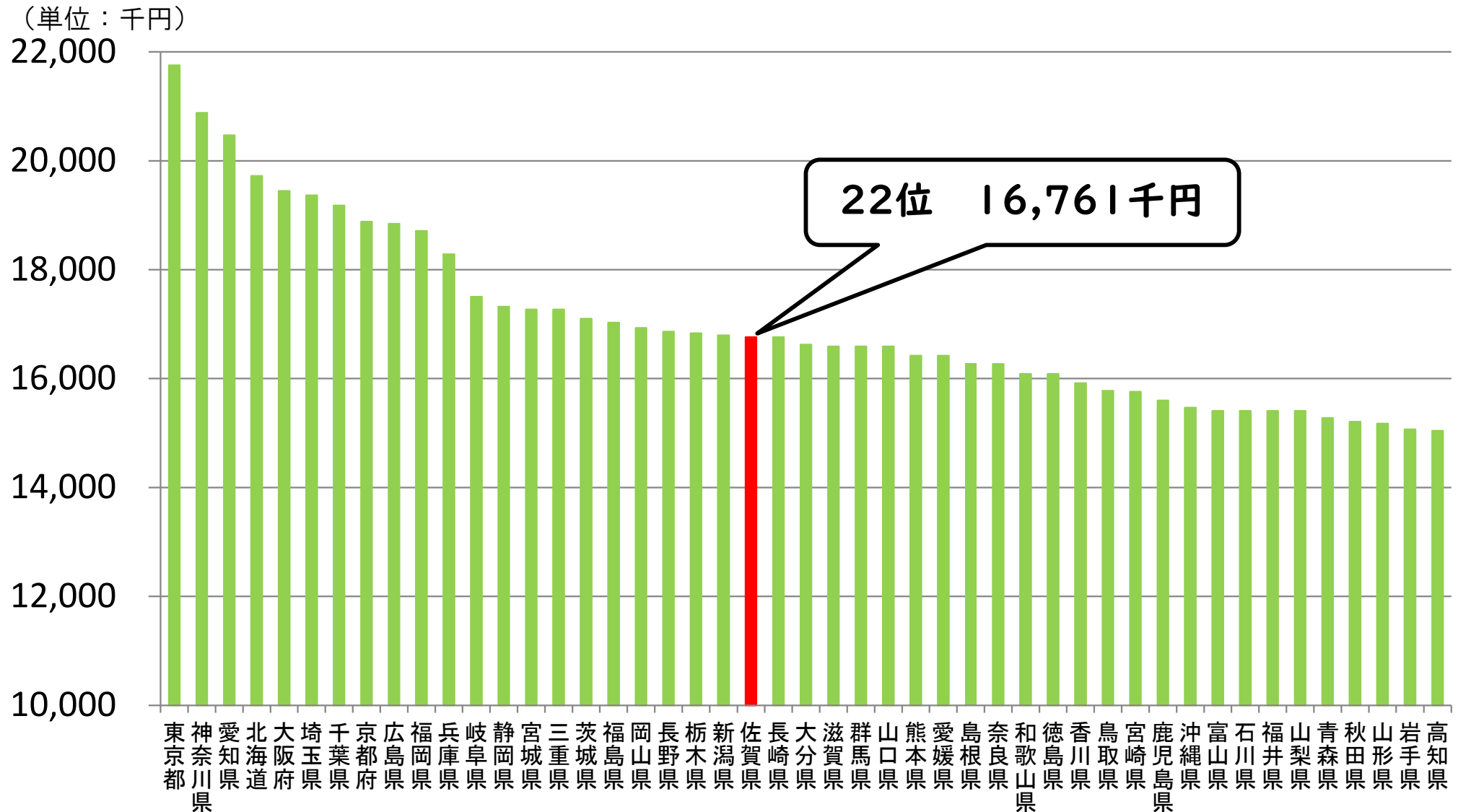
➤ 本県の県議会議員長の報酬月額は、都道府県比較で21位（九州2位）

（単位：千円）



県議会議長の年収の都道府県比較（本則） 《令和6年10月1日現在》

➤ 年間の給料、期末手当の合計額は、都道府県比較で22位（九州2位）



知事、副知事、県議会議員の報酬等の額の状況について

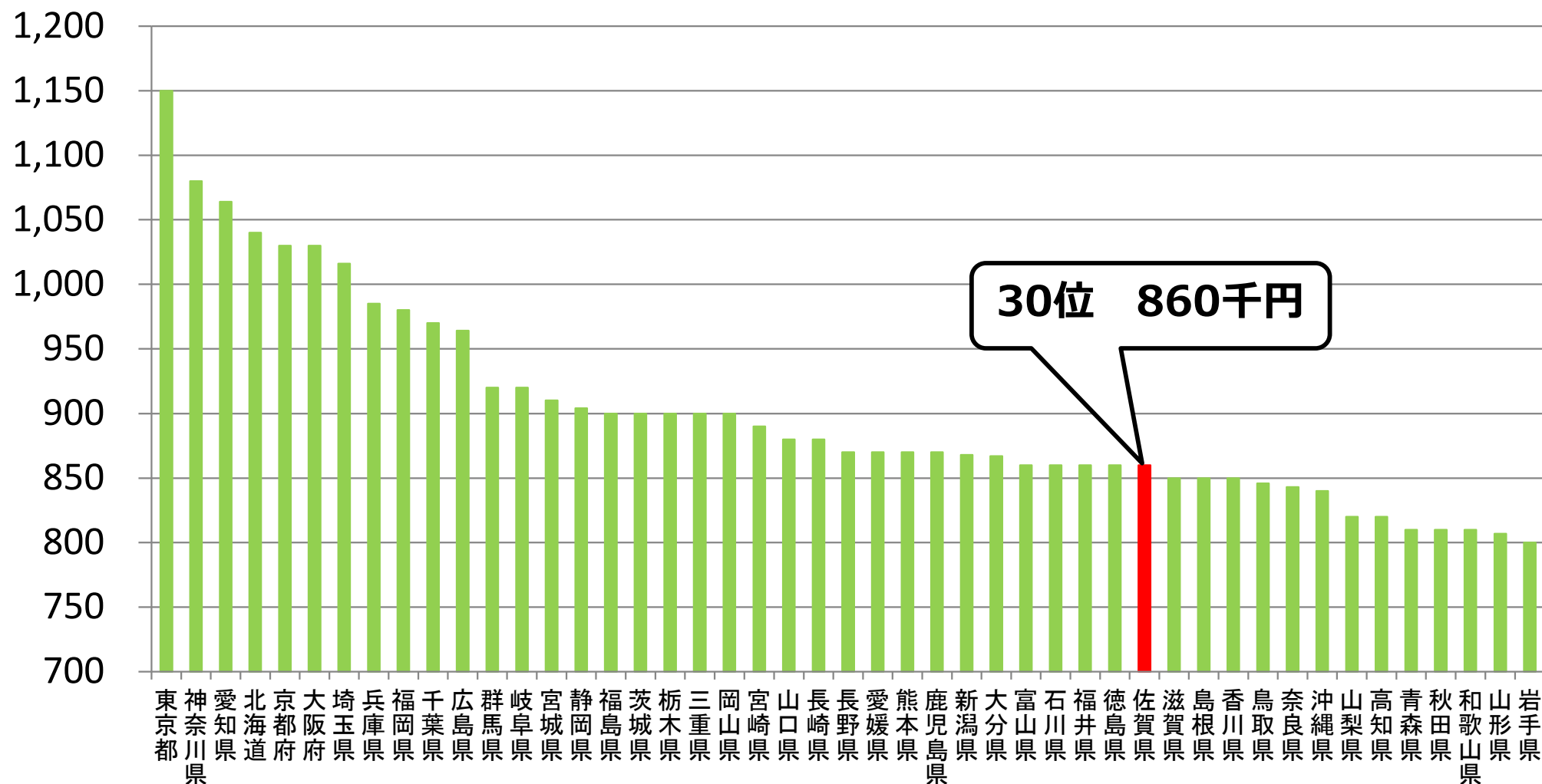
(6) 県議会副議長の報酬の額等

県議会副議長の報酬月額の都道府県比較（本則）

《令和6年10月1日現在》

➤ 本県の県議会副議長の報酬月額は、都道府県比較で30位（九州7位）

（単位：千円）

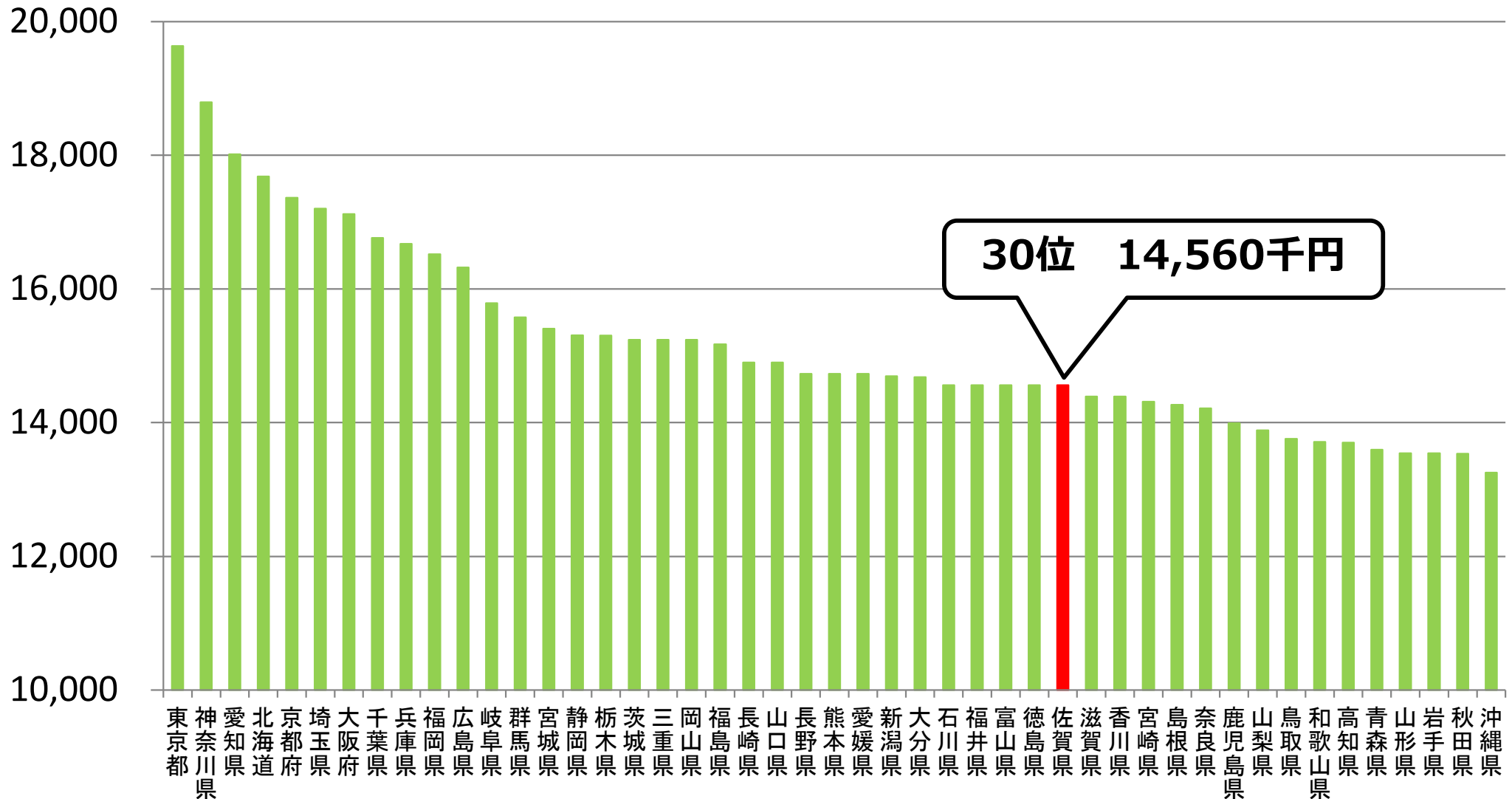


県議会副議長の年収の都道府県比較（本則）

《令和6年10月1日現在》

➤ 年間の給料、期末手当は、都道府県比較で30位（九州5位）

（単位：千円）



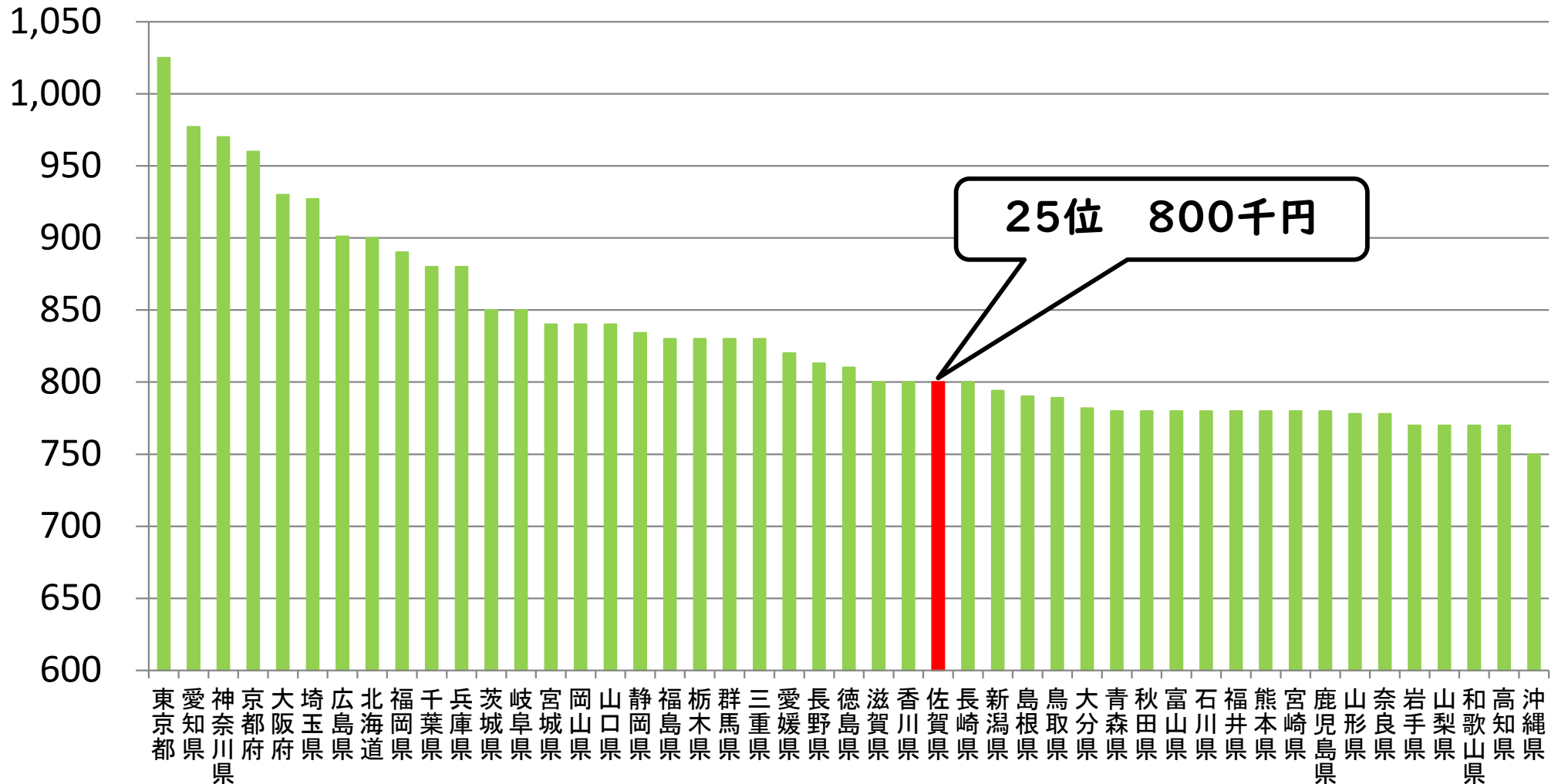
知事、副知事、県議会議員の報酬等の額の状況について

(7) 県議会議員の報酬の額等

県議会議員の報酬月額之都道府県比較（本則） 《令和6年10月1日現在》

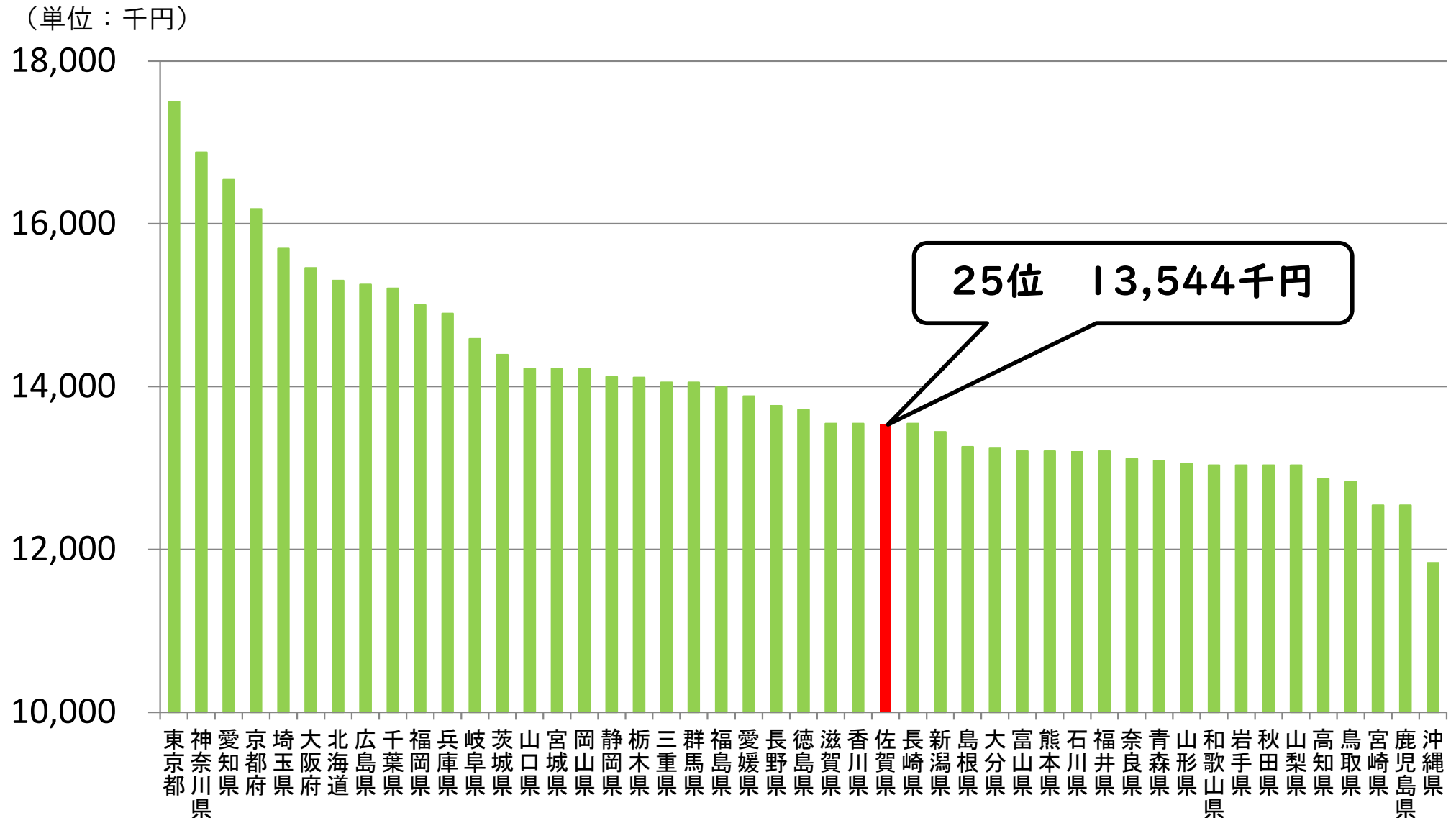
➤ 本県の県議会議員の報酬月額は、都道府県比較で25位（九州2位）

（単位：千円）



県議会議員の年収の都道府県比較（本則） 《令和6年10月1日現在》

➤ 年間の給料、期末手当の合計額は、都道府県比較で25位（九州2位）



参考

国及び他県の特別職の給与の状況について

(参考) 国及び他県の特別職の給与の状況について

○国

➤ 月例給：引上げ（内閣総理大臣等）

指定職職員に準じて、俸給月額を1.1%程度（10,000～22,000円）引上げ

官職名	改正前	改正後
内閣総理大臣	2,016,000円	2,038,000円
国務大臣 他	1,470,000円	1,486,000円
副大臣 他	1,410,000円	1,426,000円

➤ ただし、内閣総理大臣等の月例給及び特別給は、現下の諸情勢に鑑み、当分の間、据え置くこととする

※現在開かれている臨時国会に提出されている「特別職の職員の給与に関する法律等一部を改正する法律案」より

○九州各県

➤ 改定の予定なし

➤ 大分県は令和5年度に特別職の報酬月額を引上げ（2,000円～3,000円）